6　いじめが起こった場合の組織的対処の流れ

迅速な初期対処

発見

日常の観察によるいじめの発見・本人または保護者の訴え・アンケート・教育相談・周りの児童の情報等

⇩

情報を得た教職員

⇩

情報収集

担　任 ⇔ 教頭 ⇔ 校長

生徒指導主事 ⇔ 教頭

⇩

（招集・指示）

事実確認

いじめ認知委員会
（校長・教頭・生徒指導主事・当該担任）
・いじめの定義に基づく認知・報告
・共通理解・事実関係の把握
・指導方針の決定・指導体制の編成

（連絡）⇔

保護者
事実確認・対応への理解と協力、児童への関わり

（報告）⇔

教育委員会
（指導・支援）

方針決定

（報告）⇕（共通理解）

対処

いじめ防止対策委員会
（全職員）

⇔

重大事態への対処
教育委員会　（指導・支援）
警察・関係機関（連絡・相談）
〈暴力・恐喝等犯罪行為があった場合〉

⇩

いじめ解消に向けた措置

重大事態への対処
加害児堂・保護者
被害児童・保護者
外部機関との連携　SC・SSW

⇩

経過観察

フォローアップ
１週間後の観察状況、本人・保護者からの聴取
２週間後　　〃
１ヶ月後　　〃
１．５ヶ月後　　〃
２ヶ月後　　〃
３ヶ月後　　〃

評価改善

加害児童へ
被害児童へ
その保護者に対して

⇩

いじめ防止対策委員会としての判断
経過観察３ヶ月終了
今回の取り組みについての評価